

総務文教消防委員会会議録（令和元年12月11日）

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員
欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 澤口
総務課長 菅沼会計管理者 按田消防署長 上田教育委員
会事務局長 川岸営繕課長 伊井監査委員事務局長 広田
学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ども課長 相沢企画
政策課主幹 奥村財政課主幹 高倉税務課主幹

職務のため出席した事務局職員 高橋主査

午前10時00分開会

青山委員長 ただいまから令和元年12月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、付託案件の審査に入ります。

議案第78号、議案第82号から第88号、議案第91号から第93号、議案第103号、議案第104号の13議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることになっております。よって、議案第78号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局のほうから追加で説明することはありますか。

（特になし）

青山委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手のうえ発言願います。

竹原委員 おはようございます。

本会議の際には説明を若干受けたんですけど、希望幼稚園さんの補助金の取りやめということではありますが、本会議では、子どもの数が少なくなっている、あるいは資金調達の面で取りやめたという話なんですけど、本当の理由というか詳しい理由を聞かせて

ください。

上田市長 希望幼稚園さんの子どもを守るという意味では、最初に希望を持たれたんですが、要は経営上の理由だと思います。それは経営者の橋本徳倫さんも明確にはおっしゃっていません。いませんが、自分から話されましたけど、自分から引くということですので、それは深く突っ込んで探るといことはまずないことにさせていただきませんか。

竹原委員 ということは、今までどおりの園運営という、認定こども園にしないままで行かれるということの解釈でよろしいんですか。ただ、子どもたちあるいは保護者の皆さんがちょっと、そういうがやったらほかの園へ行こうとか、そういうことにならないように、ぜひ幼稚園のほうも守っていただきたいなというふうに思いますので。

上田市長 いろいろ補助金の関係もありますけども、竹原委員が今おっしゃったように、現在通っている子どもたち、親のほう、そして危惧されている先生方のことも大変心配です。心配しておりますが、経営はやっぱり橋本徳倫さんの腹一つといたしますか、そういうことにかかっておりますので、これはちょっと、こちらから手を差し伸べたいという気持ちは山ほどあるがだけど、なかなか難しいところがあるということでもあります。

青山委員長 ほかにございますか。

古沢委員 78-26、第10款社会教育費の博物館の空調の更新ということで2,500万、ああいいう施設なものですからやむを得ないんだろうなと思いますが、2,500万というのは結構大きい金額だなと思って、もうちょっと何か説明できるところがあったらお願いしたいと思うんですけど。

地崎生涯学習課長 空調につきましては、この博物館の建物が平成5年に建設されまして、それからずっと使っているものでございます。もう既に25年ほどたっておりまして、かえるということになっているんですが、今現在、建物全体でまだ使えるものもありますので、ふぐあいの生じた系統のみ取りかえたいと思っております。その金額が2,500万ということでございます。

古沢委員 私、わからないので聞くんですが、あそこは全館、集中管理か何かになっているんですか、それとも個別、部屋ごとなん же。

地崎生涯学習課長 個別とまでいかないんですが、幾つかの系統がありまして、系統ごとに空調の機械があるということでございます。

古沢委員 例えば保管庫なんかも今のところに入るん же。

地崎生涯学習課長 はい、そうです。保管庫のところもふぐあいが生じていまして、そこ

も取りかえるということでございます。

青山委員長 ほかにございますか。

大浦副委員長 今、ふぐあいの箇所の補正予算が出されているんですけど、今正常に動いているところもあるんですよ。ただ、25年たっているから今後ふぐあいが起きる可能性が高くなってくると思うんですけども、今はふぐあい箇所で2,500万なんですけど、もし全系統を直した場合、予算規模ってどれぐらいになるものなんですか。

地崎生涯学習課長 今のところ、全館を取りかえれば幾らになるかというところは試算しておりません。とりあえずは、ふぐあいなどところだけかえる金額を計上しております。

大浦副委員長 幾つかの系統はあると言われたんですけど、その系統って、例えば空調機器何台というか、今補正予算を出しているのは、博物館の空調を支えている何%がこの2,500万なんですか。

地崎生涯学習課長 ちょっとパーセントまではすぐに出せないんですが、今のところ、9系統28カ所の交換でございます。

竹原委員 9系統28カ所というのはわかるんですけど、何系統で全部で幾つかというぐらいはわかるでしょう。以前も博物館でなくて図書館であったのは、もう耐用年数が過ぎてやっとかつと使っていたものを壊れたので直しますという補正の上げ方をするくらいであれば、もう壊れているのがわかっておれば、その前に入れかえるのをやってくださいというふうに以前から言っているのに、25年たっているので壊れました、直しますということもわかるんですけど、25年たっているのもう耐用年数なので全部入れかえさせてくださいと、そういう格好にしないと、壊れてから、使えなくなって、お客さんに迷惑をかけて、また補正で議会に出して、その間空調が使えないという、そういう状況をつくるくらいなら、私は一思いにやったほうがいいと思うんですけど、課長、いかがですか。

地崎生涯学習課長 やはり今現在の状態で使えるものは使えるだけ使って、様子を見ながら、そのうちどうしても使えなくなるということになればまた取りかえたいと思っております。

竹原委員 全部の系統が幾つで何台あるかという答えは出ませんか。

地崎生涯学習課長 すみません、これからちょっと数えます。

上田市長 竹原委員の今のことはありがたく受けとめさせていただきたいと思います。

そこで、市役所の施設設備につきましては今竹原さんがおっしゃったとおりなのであ

りますけれども、滑川市の役所としても、やっぱり最大の弱みはそこだと私は思っております。改善に努めているところです。

それは何かというと、つくったらつくったまんま、建物が建ったら。施設も今のように、電気系統は、耐用年数を考えてという考えはこれまでになかったと思います。不都合が出てきてから慌てるというのが現状でして、職員にはそういうふだんの習慣がない、こういう状態でありましたので、今そこらへんは苦勞して頑張っているわけでありまして、おっしゃった意味を深く受けとめまして、これから職員の注意の仕方、目の置きどころ、そこを重点的に改善したいと思っています。

以上です。

青山委員長 ほかにございませぬか。

大浦副委員長 今回、小学校の営繕費で東加積小学校の体育館の屋根塗装が出てきておりますけれども、これは何回目なんですかね。建設されてから初めて塗装工事をされるんですか。お聞かせください。

地崎生涯学習課長 修繕につきましては2回目だというふうに。

広田学務課長 回数までは把握しておりませぬが、現状において、この後、支障を来すということで、現場を見て判断いたしました。

大浦副委員長 現状は、雨漏り等は屋根の一部が破損しているからとかという工事なんですかね。ただ舗装工事で剥げた色を塗るという工事なのかお聞かせください。

広田学務課長 今ほどおっしゃいましたように、塗装の剝離にとどまらず、剝離した場所の金属部分の腐食まで及んでいるということで工事に取りかかることにいたしました。

大浦副委員長 長寿命化のためにそういった継ぎはぎ工事みたいなことをされるんですけど、全部の張りかえということはなかなか難しいのはわかるんですけども、その工事も、今問題箇所を直されただけで、点検はされているんですかね。著しく劣化が激しい部分、今後この箇所も危ないだろうなという部分も見込まれた補正予算額になっているのかどうかお聞かせください。今問題を起こしている箇所だけの直しでこれだけ入れられているのかお聞かせください。

広田学務課長 市内小中学校全体を見回すといいますか、把握したうえで進めてまいっております。

上田市長 実は先ほども言いましたように、そういうことがありまして、建物はつくりっ放し、メンテナンスはやらない。例えば滑川市の市営住宅3棟を壊しました。それにあ

わせて、今の吾妻、上小泉、北野の住宅、労働省はメンテナンスは徹底しています。つくりっ放しなものだから、血管で言えばコレステロールがたまった状態で、排水パイプが凍りついていっぱいになって、市営住宅の上階で水を大量に流したら逆噴射したというような状態で、滑川市の管理というはずさんででたらめだったという反省を踏まえて、それで営繕課をつくったわけです。営繕課で点検をやってまいりまして思いますけども、出てくるわ、出てくるわ、いっぱい出てきます。そこで、緊急でやらなきゃならないものを今リストアップしまして、優先順序からかからなきゃいけないと。要は、寿命を長くするということも1つはありますけども、市民の皆さんに不便を感じてもらってはいけませんのでありまして、市の施設設備についてはいつでも快適に使ってもらわなきゃいかんという気持ちで今そこに取りかかっているところをございまして、ひとつまたご理解賜ればと思っています。今作業中であります。

原委員 営繕費の関連というか、この東加積小学校の330万なんですけども、先ほどから出ている空調にしても、壊れる前にどんどん新しくすべきだという、市長もそのとおりだと言われたんですけども、例えばそれぞれの小中学校で、営繕のほうでですけども、例えばLEDというような、明るくて長持ち、電気消費量も安いというふうな形で今どんどん普及しているんですけど、そういった進め方というのはどんな状況なんですか。ちょっと今この営繕の話で聞きたいんですけど。

青山委員長 原委員、営繕課長に聞きたいんですか。

原委員 小中学校のことなので学務課。

広田学務課長 小中学校の今の電灯のことに關しまして、現在使っている蛍光灯の不都合が生じた場所から順次LEDに交換というふうにしておりますが、こちらも限られた予算の中で最大に対応いたしているところをございます。

原委員 そしたら、蛍光灯が古くなったところからかえているので、例えば一教室ずつかえるとか、そういう対応はしていないということですね。

広田学務課長 現在のところは不都合なところを優先してかえております。

原委員 できれば単位単位でかえていっていただければと。これは要望です。

青山委員長 要望をお願いします。

ほかにございませんか。

伊東教育長 先ほどの博物館の件なんですけど、基本的には図書館と違います。図書館は全体について空気を回していますから、博物館は室外機何系統ごとに個別的に提供して

室内機で出しています。室内機はやはり順次壊れていっております。壊れても1部屋に何か所かありましたので、何とか残ったものでやりくりしておったんですが、基本的にやはり故障しているものの室内機をこの際営繕で見させていただいて、それで、それはしっかり交換することで機能できるということです。

先ほど収蔵庫の話も出ましたが、いわゆる半分を占めている収蔵庫のところは今回さわりませんで、いわゆるお客さんがいらっしゃる展示会場のところ、かなり壊れてきましたので、そこを重点的に交換します。

1階で言うと、エアコン室内機は20個のうち11個、2階ですと25個のうちの7個、3階ですと37個中の10個、室内機を交換すれば、かなり現状では懸案となっている空調については改善できるということでもあります。

若干小さい部屋の収納スペースなんかもさわるんですけど、基本的には博物館で言うと、いわゆる西側の半分のほうを大方さわります。これで当面は大丈夫ではないかということでもあります。これも営繕のほうで見させていただいて、実際にこうすれば長寿命化が図れるだろうという判断ですので、そういったことで進めていきたいと思っております。

それから東加積については、体育館の上、上部全体について、たしかきれいに洗浄してさび取りして塗装するということですので、現在まだ水漏れはしていませんので、そこまでひどくないので、そういう加工を全体にすれば差し当たり大丈夫だと。差し当たりというのは、かなり長期間にわたって大丈夫だろうということですから、今のうちにそれをすれば水漏れする前に防げるということですので、これも営繕からの話ですので、ぜひそういったことを進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

原委員 小学校の体育館の屋根の塗装の件で、昔、北加積小学校を塗装して、足場も全部取った時点で水漏れが発生したことがありますので、塗装屋さん限りじゃなくて、例えば専門家に一回屋根の点検をしていただいで、悪いところがあれば直すと。それも兼ねて一回ちょっと検討してみてください。これは要望です。専門家が見ればわかるはずなので、よろしく願いいたします。

青山委員長 これは要望で大丈夫ですか。

原委員 はい。チェック。

伊東教育長 この機会に屋根に上がりますので、そういった問題があれば、いわゆる水漏れの場合というのは、すき間のところから入ってくる、それから特に校舎と体育館のつ

なぎ目、窓の棧、こういったところですので、ちょっとまた今の工事と別のように思いますので、改めてまた確認していただきます。

原委員 せっかく足場をつくって誰でも上れる形になるので、専門家に見ていただければと思います。頼みます。

地崎生涯学習課長 先ほどの空調の壊れている割合なんですが、全体で空調機は110カ所ありまして、その28カ所入れかえたいと思ひまして、箇所のパーセンテージでいきますと25%ぐらいでございます。

青山委員長 この説明を受けて委員からございますか。

竹原委員 先ほど教育長からもお話がありましたけど、博物館の空調、これでおおむね大丈夫だという話なんですが、今25年が経過して、途中修繕されたところもあると思うんですけど、やっぱり1つの系統でもだめなところがあれば、そこは系統ごとにしっかり直されたほうがいいがじゃないかなというふうには思う。修繕で少しのお金で、これでしばらく大丈夫だと思ひながらも、数年後にでっかいお金をかけなければならない状況になるくらいなら、最初からここで英断して、もうこの系統は全部やっつけてしまおうというのも1つの考え方として、博物館に限らず、市の空調分、どういったものでもそうなんですが、耐用年数がありますので、考え方として、ちょっとのお金でとりあえず直すではなくて、ちょっとお金がかかってもしっかり直すという方法にシフトしていただきたいなと思います。

伊東教育長 わかりました。ありがとうございます。今回、幸い個別的な空調でしたので、今後とも、今回さわっていない室外機ですとか各熱交換器等々、個別的にふぐあいが出たところで交換できるという体制も早めにやっていきたいと思っております。

青山委員長 ほかにございますか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第82号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてから順次説明を求めます。

澤口総務課長 それでは、議案集の82-1ページをお願いいたします。

議案第82号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてでございます。

説明は資料集でさせていただきたいと思ひますので、資料集の1ページをお願いいた

します。

1番目の制定理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、非常勤職員の一部が会計年度任用職員制度へ移行されることから、当市における会計年度任用職員の給料、各種手当とその支給方法について定める条例を新たに制定するものでございます。

2の主な制定内容につきましては、新地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員のうち、週38時間45分で勤務するフルタイム職員の給料、各種手当等及びその支給方法等について、第1条から第19条時において規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案集の83-1ページをお願いいたします。

議案第83号 滑川市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

説明は資料集でさせていただきたいと思っておりますので、資料集の2ページをお願いいたします。

制定の理由につきましては、議案第82号と同じく、新地方公務員法の施行に伴い、当市におけるパートタイムの会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償等及びその支給方法について定める条例を新たに制定するものでございます。

主な制定内容及び改正する条例につきましては、1点目は、滑川市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定に関するものでございます。

こちらにつきましては、第1条から第17条におきまして、週38時間45分未満で勤務するパートタイム職員の報酬、期末手当、費用弁償等及びその支給方法について規定するものでございます。

2点目につきましては、滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に関するものでございまして、特別職非常勤職員の任用条件が変更される、見直されることから、当該条例で規定している地区公民館関係職員等がパートタイム会計年度任用職員に移行することとなりますので、当該職の報酬規定を廃止するものでございます。

行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案集の84-1ページをお願いいたします。

議案第84号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

資料集で説明をさせていただきたいと思います。3ページをお願いいたします。

制定理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることから、関係条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容及び改正する条例につきまして、会計年度任用職員制度の導入に伴う地方公務員法の改正規定を反映するものでございまして、(1)の公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正するもの。以下、記載のとおり6件の条例を改正するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、4ページから9ページの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集の85-1ページをお願いいたします。議案第85号 滑川市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集で説明させていただきたいと思いますので、10ページをお願いしたいと思います。

改正理由につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、フルタイム会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同様に、正規職員ですが、給与、手当及び旅費が支給されることとなりますことから、公務災害に係る補償基礎額に関する規定を新設するものでございます。

主な改正内容につきましては、フルタイム会計年度任用職員に係る具体的な補償基礎額の算定方法につきまして、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する常勤職員と同様、平均給与額とするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としておりまして、経過措置といたしまして、当該条例の施行日以降に発生した公務または通勤に起因する災害に係る補償について適用するものでございます。

なお、11ページ、12ページの新旧対照表の説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして、議案集の86-1ページをお願いいたします。議案第86号 滑川市の職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

申しわけございません。資料集で説明させていただきたいと思いますので、13ページをお願いします。

まず改正の理由につきましては、本年8月7日に人事院、10月11日に富山県人事委員会において、公民較差の是正に向けた公務員の給与水準改定の勧告がなされたことを踏まえまして、これらの勧告に準じまして、我が市の一般職の給料表、勤勉手当の支給現在数や特別職の期末手当、住居手当などについて所要の改定を行うものでございます。

2の主な改正の内容につきましては大きく3点ございまして、1点目は、月例給を改正するものでございまして、若年層を中心に、給料表の給料月額を平均0.1%引き上げるものでございます。

2点目につきましては賞与を引き上げるものでございまして、一般職の勤勉手当、特別職の期末手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものでございます。

一般職員の賞与につきましては、今回の引き上げによりまして、年間4.45月が4.50月になります。

本年度は12月の勤勉手当に配分することとなりますが、新年度からは支給月数を6月12月に均等に配分することになります。

また、特別職の賞与、期末手当につきましては、今回の引き上げによりまして、年間3.35月が3.40月になるものでございます。

一般職と同様、改定分は今年度は12月の期末手当に配分することとなりますが、新年度からは支給月数を6月と12月に均等に配分することになります。

続きまして、3点目の改正につきましては住居手当を改正するものでございます。

支給対象となる家賃の下限を3,000円引き上げまして1万2,000円といたし、手当額の上限を全員引き上げて2万8,000円とするものでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

改正する条例につきましては、滑川市の職員の給与に関する条例と市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の2件でございます。

施行日につきましては、1番目、令和元年度の月例給につきましては、平成31年4月1日に遡及して実施をいたします。

2点目の令和元年度の特別給（賞与）につきましては、令和元年12月1日から適用するものでございます。

3点目の地方公務員法改正に伴う規定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に関するものでございまして、令和元年12月14日から適用するものであります。

4点目の令和2年度からの特別給及び住居手当につきましては、平成2年4月1日から適用するものでございます。

なお、新旧対照表の15ページ以降からの説明は省略させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

落合子ども課長 議案集の87-1ページ、議案第87号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、資料集23ページをお願いいたします。

まず、改正理由でございます。令和元年10月1日施行の内閣府令に基づきまして、さきの9月定例会において当該条例の一部改正を行ったところですが、先般、その内閣府令に誤りがあった旨、国からの通知があったことから、当該条例において影響のある部分について所要の改正を行うものでございます。

主な誤りといえますのは、誤字脱字、参照条文の誤りなどでございます。

ちなみに、内閣府の正誤発表につきましては、8月30日付官報で43カ所、9月25日付官報で52カ所、合計95カ所の誤りが示されたところでございますが、そのうち当該条例に影響のあるものについての改正ということで、2つ目の主な改正内容、第35条や36条の特別利用保育及び特別利用教育の基準に係る規定、また第51条や52条の特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準に係る規定という部分が当該条例に関係するということで規定を整理しております。

ちなみに、滑川市におきまして、この4つの事業はいずれも実施しておりませんので、そういった観点では、規定の誤りについて本市に影響はなかったということでございます。

この4つの事業は、緊急時や地域に認定区分に対応する施設がない場合など、特別に例外的に実施するものでございます。

その他用語の整理などを行っております。

施行期日は公布の日。ただし、令和元年10月1日から適用することといたします。

新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案集の88-1ページ、議案第88号 滑川市子ども医療費助成に関する

条例の一部を改正する条例の制定について、資料集の33ページをお願いいたします。

まず改正理由でございますが、子育てしやすい環境づくりということで、義務教育修了後の高校生の親の支援を充実させるため、来年度より高校生等医療費助成をスタートさせることとしており、4月から速やかに実施できるよう当該条例の一部を改正するものでございます。

2つ目の改正内容でございますが、第2条の定義、第5条の助成対象期間、第6条の助成の方法に係るものでございますが、医療費助成の対象として、新たに高校生等を追加するものでございます。

なお、高校生等といいますのは、そこに記載の学校に在学しており、かつ保護者に扶養されているものとしております。

ちなみに、それらの学校は、国の高等学校等就学金制度、これは高校の授業料支援でございますけれども、それにおいて、支給対象となる学校を参考とし、高校卒業資格を得られる学校として設定しております。

1つ目の高等学校につきましては、本科、本科の中には全日制、定時制、通信制がございますが、その本科のみを対象とし、本科の卒業生が学ぶ専攻科や特定の技能のみを学ぶ別科の在学者は対象外としております。

2つ目の中等教育学校後期課程、いわゆる中高一貫校でございますが、これにつきましても専攻科及び別科を除きます。

3つ目の特別支援学校の高等部。

4つ目は、高等専門学校、県内には富山高等専門学校がございます。

5つ目、専修学校高等課程、高等課程を設置する専修学校ということで、県内には該当する公立学校はございませんが、私立では、富山市医師会看護専門学校、富山調理製菓専門学校の2校がございます。

また、取り扱いにつきましては、対象年齢を原則18歳となった年の年度末までとし、高校等を既に卒業した生徒、いわゆる学び直しですとか規定の年数を超えて在学している生徒、科目履修生、聴講生は対象としないことといたします。

定時制や通信制の生徒については4年、遅れて入学された生徒についてはその年からの3年を市長が特に認める場合として、18歳という年齢にかかわらず対象とする方向で考えております。

施行期日は令和2年の4月1日でございます。

新旧対照表については説明を省略させていただきます。

私からは以上でございます。

奥村財政課主幹 それでは、議案集91-1 ページをお願いいたします。こちらからは、市有施設の指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第91号 滑川市民会館の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項に規定により指定管理者を次のとおり指定するものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称でございます。滑川市民会館大ホール、市民会館コミュニティホール、市民会館茶室の3つでございます。

2、指定管理者でございます。一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団でございます。

3、指定期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5カ年間とするものでございます。

続きまして、92-1 ページをお願いいたします。議案第92号 滑川市営駐車場の指定管理者の指定についてでございます。

1、管理を行わせる施設の名称でございます。滑川駅前駐車場、滑川駅前西駐車場、東滑川駅前駐車場、滑川駅南駐車場の4つでございます。

2、指定管理者でございます。一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団でございます。

3、指定の期間でございます。令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5カ年間といたしたいと思っております。

続きまして、93-1 ページをお願いいたします。議案第93号 滑川市自転車駐車場の指定管理者の指定についてでございます。

1、管理を行わせる施設の名称でございます。滑川駅前自転車駐車場、滑川駅南自転車駐車場、東滑川駅前自転車駐車場の3つの施設でございます。

2、指定管理者でございます。一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団をお願いするものでございます。

3、指定の期間でございます。令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5カ年間をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

上田教育委員会事務局長 続いてお願いします。議案集の103-1ページをお願いいたします。議案第103号 滑川市下梅沢テニスコートの指定管理者の指定についてでございます。

1、管理を行わせる施設の名称につきましては、滑川市下梅沢テニスコートでございます。

2、指定管理者につきましては、公益財団法人滑川市体育協会。

3、指定の期間といたしまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。

続きまして、議案第104号でございます。滑川市千鳥スキー場の指定管理者の指定についてでございます。

管理を行わせる施設の名称につきましては、滑川市千鳥スキー場。

2、指定管理者につきましては、滑川市千鳥スキー場運営委員会。

3、指定の期間といたしまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。

以上でございます。

青山委員長 これを踏まえまして、それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手のうえ発言願います。

竹原委員 資料集34ページ、高校生の医療費助成の条例の改正ですけど、第5条(4)の「高校生等にあつては……」ということで、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」という書き方にされていたら、私、同級生に4月1日生まれがいて、もし4月1日生まれの方がいたら、その当該年度の末までというところちょっとボーナスではないかなという解釈が1つあったのと、あと、高校生で本科に在学中のみというお話がございましたが、例えば高校生でアルバイトしている方、あるいは今ばやりのユーチューバーで稼ぎがある方、もしかしたら出てくる可能性もあると思うんですよ。そういった線引きを、高校生だから線引きなのか、高校生だけちゃんと稼ぎがあつて、なおかつ税金を納めているのに、まだそこで医療費無料という矛盾がそこで考え得るのかなというところにちょっと疑問を感じたので質問します。

落合子ども課長 高校生の方で大きなアルバイト収入がある方というのは、保護者の方の扶養からは抜けていると思いますので、そのへん、扶養関係を確認するということになっておりますので、大きな収入がある方というのはその時点で確認できると考えておりま

す。

竹原委員 4月1日のほうは。

石川副市長 国民の年齢に関する法律では、前日が誕生日となっておりまして、4月1日生まれの方は前年の3月31日が誕生ということで、学年ももちろん上の学年になるわけでありまして。

伊東教育長 当然ながら、高校生までと言っていますので、高校生の期間になります。

竹原委員 いや、高校生はわかるんですけど、ちゃんと明記しておいたほうがいいがじゃないがかなということで、4月1日生まれの方が僕らの同級生にいますから、高校生は終わっとれど、3月31日までという区切りにしたら、4月1日にしておけばいい話だと思うんですけど。

石川副市長 条例で上程しているものだから。それで今、どういう段取りすればいいか後からちょっと確認します。

古沢委員 市長が認めればいい。

上田市長 私が認めます。

岩城委員 市長判断と書いてあるから、市長が認めればいい。

竹原委員 でも、この場合は認められんということやろ？ 4月1日は。

青山委員長 上田市長の話をもとめると、それを通せるものとするというので、市長判断でいいということによろしいんですね。

上田市長 1日で重大な医療費がかかる事例ちゃ、星の中の1点を探すほど大変だということですよ。

原委員 ちなみに、多分本会議で古沢議員が質問されておったと思うんですけど、対象者と、大体年間にかかる予算というか金額というのはどれだけでしたっけ。

落合子ども課長 対象者の方は約1,000人ほどというふうに考えております。事業費のほうは、きのう答弁させていただきましたけれども、1,700万程度かなというふうに見込んでおりますけれども、今後、来年度予算に計上する中で、もう少し金額を精査していきたいというふうに考えております。

原委員 ありがとうございます。

青山委員長 ちょっとお聞きしたい。1,000人という話を聞いていて、予算化されていくというところで見込んでいる話なんですけど、実数って全然それより少ないですよ。把握されていますか。

落合子ども課長 ちなみに、ことしの10月1日現在の中学3年生、高校1年、高校2年の人口でいきますと994名ということでございます。

青山委員長 私が記憶違いしていましたので、わかりました。

そのほかございませんか。

古沢委員 議案の82、83号に関連して、本会議でも確認したんですが、正直言ってよくわからない。私の認識も不十分なので余計そうなるんだと思うのですが、まず前提と言うと変ですけれども、滑川市の場合は特にそうなんですが、質問でもさせていただいたり、公務労働はいわゆる正規の職員が行うというのが前提だというのが総理府の見解でもある。ただ、滑川市の場合は、長い間にわたって、いろいろな事情からと言ってしまうとあれですけども、非常勤の方が非常におられる。

その中でも、私の認識が間違っていたらしくて、嘱託職員の方、私はてっきり嘱託職員というのは、いわゆるフルタイムというふうに認識しておったんですけど、どうもそうではないみたいだということなので、この嘱託職員の中で、38時間45分だったけ？ に該当する人は答弁だと8人だというお話だったんですけども、嘱託職員というのはどういう位置づけでどういうふうに決められているんでしょうか、これまで。この後は、もしこの条例が決まれば会計年度任用職員ということになっていくんだろうと思いますけど、この嘱託職員というのはどういう位置づけというか待遇というか、どういうことなのかちょっと教えていただけますか。

澤口総務課長 まず嘱託職員につきましては、それぞれの箇所におきまして、必要とする時間、本来は正職で業務にあたっていかなければならないんですが、それぞれその職場において、不足する時間数等々を勘案しながら人を雇用して業務にあたっていただいているというのが嘱託職員であります。

古沢委員 そしたら、嘱託ではない臨時職員とはどう違うがけ。

澤口総務課長 臨時職員につきましては、例えばけが等々でその期間職員がいないということであれば、短期間臨時で雇うとか、例えばその業務においては、ある一定の時間大変業務があると。そのほかの時間についてはないということであれば、業務が多くある時間帯だけ雇用しているというのが臨時職員で対応しているというような形になるかと思えます。

古沢委員 別に時間の線引きみたいなものがあるわけではない。

澤口総務課長 特に時間の線引きというものはないような……。

古沢委員 それで余計わからんがいちゃね。

澤口総務課長 基本的に嘱託につきましては、週29時間というある一定の時間を設けながら嘱託職員を採用していると。課によっては短い方もいらっしゃいますし、若干長い方もおられると。

古沢委員 一応目安だ。

澤口総務課長 はい。一応目安でございます。

古沢委員 確認なんですけど、これまでの話ね。これまで、じゃ、その嘱託職員と臨時職員は処遇としてはどう違うがけ。

澤口総務課長 臨時職員につきましては時給幾らということをお願いしておりますし、嘱託職員につきましては月額幾らということをお願いしております。

古沢委員 この間聞いた手当の関係ではどうなんですか。

澤口総務課長 手当につきましては、嘱託職員には期末手当を支給しております。

古沢委員 臨時は期末手当はないと。

澤口総務課長 臨時職員には期末手当は支給しておりません。

古沢委員 さっき手当の条例改正もありましたが、あそこにあった勤勉手当というのは嘱託だとかには出ないんですか。今回も聞いたような気がするけど。

澤口総務課長 勤勉手当は支給しておりません。

古沢委員 そうなると、フルタイムは8人、4月からの有効だから、4月からどうするかという話はまた別途検討になるのかなと思うんですけど、私らとすると、今おられる嘱託を含めた臨時の職員の皆さんがこの新制度へ移行されるものであろうというふうに考えて議論するしかないと思っているんですけど、そういう考え方、そういう前提に立っていいですか。

澤口総務課長 一応会計年度任用職員につきましては公募形式をとりますので、もし来年度以降も勤めたいという方がおられれば、一応手を挙げていただくという形をとることにしております。

古沢委員 そのうえで、今のところで言うと、考えておられるのは、面接等ということになるんですか。

澤口総務課長 はい。面接等で選考していくという形をとるように考えております。

古沢委員 会計年度だから毎年そうなるんですね。

澤口総務課長 2年目以降につきましては、もし再度の任用があるということであれば、

勤務評定等々を行いながら、業務に適しているということであれば、そういった形をとっていくことも可能でございます。

古沢委員 本当は一人一人の処遇についてどうなるのか個別に確認したいぐらいなんですけど、それはとてもできないので、全体としてですから、この間の本会議でも確認しましたが、新たな制度になっても、それぞれの皆さんの処遇はよくなるというふうに断言していただけますか。

澤口総務課長 処遇というのは給料面ということによろしいですか。

古沢委員 はい。

澤口総務課長 現在お渡ししている年間の総額に見合ったような形で次年度以降も支給していけるように、今後詰めていきたいというふうに考えております。

古沢委員 今後詰めるということは内部で詰められるんだと思うんですけども、そういう意味では、制度そのものでそれが担保されているというわけではなくて、自治体が内部で検討してそういうふうになるということですよ。

澤口総務課長 それぞれの自治体によって取り扱いが違うかと思しますので、我が市におきましては今後関係課と話を詰めていきたいというふうに考えております。

古沢委員 後先になるかもしれませんが、フルタイムの場合でも、給料表の1級あるいは2級ということなんですよ。

澤口総務課長 はい、ご指摘のとおりです。

古沢委員 質問でもしましたが、1年単位というのが私、非常に引かかるんですけど、仮に本人も希望されて、当局の側も適任だと思って2年あるいは3年という場合もあり得るということですよ。

澤口総務課長 場合によっては3年もあり得るということです。

古沢委員 その場合でも経験加算は考えられるということですよ。

澤口総務課長 これまでも経験しておられる方がおられますので、まず最初の号級の格付けにおいて、これまでの経験も加味した最初の給料というような形もとっていく必要があるのかなということでございますので、今言われた経験の加算等々については取り入れていく必要があるのかなというふうに思います。

古沢委員 民間の職場だと、5年やったかな、5年だと、いわゆる正規雇用には本人が希望すればということになっているんですけども、公務職場の場合にはそのとおりにはならない。公平性の観点から、知見がどうたらという話も、情実人事につながるからとかと

いう話もあるんですけど、民間の職場に準じた扱いというのは、そういう意味では5年といっても考えられないと。

澤口総務課長 一応公務員には労働契約法が適用されないということでございますので、5年間継続していただいて、無期雇用に転換するということはある得ないということになるかと思えます。

古沢委員 あくまで1年ごと。

澤口総務課長 あくまでも1年の雇用期間、最長1年ということがうたわれておりますので、1年で、再度の任用ということで1年1年の任用ということになります。

古沢委員 極めて不安定な立場を継続するとか、言うてみりゃ、1年たって継続雇用してもらえるかどうかというのはなってみないとわからんと、こういうことが続くわけですよ。

澤口総務課長 その方の勤務状況等々を勘案してということになるかと思えます。

古沢委員 採用する側のという面もありますよね。

青山委員長 大丈夫ですか。答弁は。

古沢委員 はい。

青山委員長 ほかに質疑はございませんか。

原委員 議案第104号の滑川市千鳥スキー場の指定管理者の指定なんですけど、これはどこで、多分昔聞いたのは町内会と聞いたような気がするんですけど、あと、指定管理の内容というのはどんなものなんですか。

上田教育委員会事務局長 千鳥スキー場の主な業務内容につきましては、施設内の除草が一番大きなものになるかなというふうに思っております。あとは、休憩所の整備といたしますか管理といたしますか、そういう部分も含めてのものになっております。

運営委員会については、近年は地元の町内会の方々にご協力いただいて指定管理として受けていただいております。

原委員 ちなみに、スキー場って今使とらんがでしょう。それはいいがですけども、使っているか使っていないかだけ教えてよ。

上田教育委員会事務局長 積雪がないということもございまして、あと、夏場につきましても特に利用者はいない状況であります。

原委員 こういう質問したらちょっとどうなのかな。この千鳥のスキー場を管理されていて、例えば市として、冬だけじゃなくて何か使おうとか使っていこうとか、そういった

計画とかはないんですか。

上田教育委員会事務局長 冬期につきましては、過去にはスキー場としての周知、利活用も含めた意味で、年に一度イベントであるとかスキー大会の開催はしてはしておりますが、近年の天候の状況を見て、積雪がないということでもありますので、そちらのほうは開催できないというふうに思っております。

あと、今考えておりますのは、ウオーキングコースの一部、東加積を回るコースがございますが、そちらのほうについてスキー場の周辺を歩くようになっておりますので、そちらから景観的なものを含めた何か工夫、仕掛けができないかなというような部分での検討はちょっと試してみたいと思います。

原委員 これはまた委員会は別なんですけど、昔はカウベルトをやっていたもので、何かそういうのも含めて通年で、通年という言い方はおかしいけど、使えるものであれば使ってほしいなというふうには、これは希望ですけども、お願いします。

青山委員長 答弁は大丈夫ですか。

原委員 はい、大丈夫です。市長、副市長にまたお願いできればと。

上田市長 例えばパラグライダー、走ってびゅっと空へ上がっていく、やってみてもおもしろいなと個人的には思いますし、北斜面ですけども、ゼンマイやワラビを植えてもいいんじゃないかと、そんなことを考えます。学校給食に関連して利用するものもあるかと思えます。

以上です。

青山委員長 ほかにございますか。

竹原委員 先ほどの古沢委員にちょっと関連してなんですけど、今後、この滑川市がパートさんなり嘱託の方を雇われる場合には、今、世の中人手不足ということで、労働条件のいいところにどんどんどんどん求人が行く傾向にあります。本会議でもありましたけど、富山県の最低賃金に毛の生えたような給料で果たして人が寄ってくるのかというのが1つ。1年1年の契約ということですけど、1年間仕事をされて、ある意味職員よりも、要はタイプ打ちだとか、いろんな意味で上手に仕事をされる方を、例えば2年目ぜひお願いしますというふうになった場合に、雇用条件で時給がずっと一緒だと。昇給も何もないと。民間で見たら時給1,000円のところがあつたからそこへ行くわというのでやめていかれるといったケースが出るのであれば、私は労働条件として、まず処遇改善で1年目は幾ら、単年度契約ですけど、次の年にまた再雇用となった場合に、職種にもよ

りますけど、しっかりやっていただいた方には昇給分を何かしらの手当で渡すだとか、そういった形でちゃんと改善していかないと、市の職員は二、三年すれば担当部署はかわりますけど、そういった市の職員以上に重い仕事をしている方ってやっぱりいらっしゃると思うんですよ。そういった方がちゃんと報われる形で、何で返すといったら、やっぱり賃金で返すのが私は一番いいと思うので、そこらへんちゃんと考えていただいて、きょうび、コンビニのレジ打ちでも時給1,000円ですから、そこらへんはちょっと改善していただきたいというのが希望です。

あと、フルタイムじゃなくても、パートタイムでも、例えば保育士さんとか一時的な重労働をされる方というのもちろんと、この超過勤務で書いてあるのは、100分の125から100分の100とするというふうな書き方をすると、見た目に契約されている時間内であればいいんですけど、それ以上に、例えば何かの事情でまだ仕事しとってねという場合に、ちゃんとした手当が本当にあげれるのかということが危惧されるので、そこらへんも含めて、労働条件が悪くなるということのないようにぜひ配慮をお願いいたします。

今から詰めるということなので、そこらへんは例えば、今年の給料よりもこの条例が成立することによって賃金が低くなるとか、期末手当がもらえるからそこで我慢してくれだとか、そういうやり方は私はなじまないんじゃないかなと思うので、ぜひお願いします。

澤口総務課長 ただいまご指摘いただいた点につきましては、今後また中で詰めていく材料とさせていただきますと思います。

古沢委員 今の話じゃないです。言い忘れたんですけども、アルバイトを含めた時給ね。滑川市の時給は県の地域最賃ぎりぎりだというのがずーっと続いていて、これは有名になっているんですよ。今840円的最賃に対して850円と。これはね、ちょっと見直していただかないと、今の話じゃありませんけど、来ませんよ、人。これはこの場をかりてぜひ再検討していただくようお願いしておきます。

上田市長 民間と公務員、それは時間の流れの中で、公務員がいいなという時期もあります。民間がいいな。これの繰り返しになっていると思いますので、短期に見る見方と少し長い期間をもって評価する、そういう二面性があると思っています。

古沢委員が言うように、パートの時給の問題であります。これは少し精査をしなきゃいけない。仕事の内容によってもそうです。民間で言えば、職務給という考えが中に入っていないような気がいたします。そんなことも含めてですが、竹原委員も言うように、

このままだったら誰も来ないよ、心配だ、そのとおりであります。

臨時に関する手当については、今副市長に依頼をしております、見直そうということにしております。作業を進めてまいります。

以上です。

青山委員長 ほかに質疑等はございますか。

岩城委員 1つ確認だけ。澤口さん、ちょっと前に一遍聞いたことがあったと思うがだけでも、公務助手さんというのはパートタイムという形で、この38時間45分の中へ入っている。

澤口総務課長 公務助手につきましては、フルタイムじゃなくてパートタイムの会計年度任用職員にあたります。

岩城委員 了解しました。

青山委員長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら質疑を終結いたします。

これより付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第78号、議案第82号から第88号、議案第91号から第93号、議案第103号、議案第104号の13議案を一括して採決を行います。

議案第78号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）

議案第82号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

議案第83号 滑川市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第84号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第85号 滑川市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 滑川市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 滑川市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 滑川市民会館の指定管理者の指定について

議案第92号 滑川市営駐車場の指定管理者の指定について

議案第93号 滑川市自転車駐車場の指定管理者の指定について

議案第103号 滑川市下梅沢テニスコートの指定管理者の指定について

議案第104号 滑川市千鳥スキー場の指定管理者の指定について

以上の案件について、賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

青山委員長 賛成全員。よって、議案第78号、議案第82号から議案第88号、議案第91号から第93号、議案第103号、議案第104号の13議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前11時17分議決

青山委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第2、その他につきまして、当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

相沢企画政策課主幹 それでは、現在策定準備を進めております令和3年度からを予定しております第5次市総合計画の策定方針について、その概要をご説明させていただきたいと思っております。

資料といたしまして、A4・2枚のホッチドめしてあるものをお配りしてございます。申しわけございません。ページのほうが打ってございませんでしたので、資料1枚目、資料2枚目というふうにご説明させていただきます。

資料1枚目の中ほどにございます2、計画の位置づけ、構成及び計画期間にありますとおり、現在、地方自治法上におきましては、自治体の基本構想の策定義務は撤廃されておりますが、その撤廃におきましても、市の中長期的な展望を持ったまちづくりの基本的な考え方や方向性は必要との観点から、現行の計画に引き続きまして第5次の計画を策定するものでございます。

構成につきましては、続いての(2)構成及び期間の囲み内の記載にありますとおり、

基本構想を最上位といたしまして、その下に基本計画、また個別の事務事業を定めます実施計画の3層構成によることとしてございます。

なお、計画の期間につきましては、資料1枚目の裏面に図でお示しをしておりますが、令和3年度から令和12年度までの10年間で予定しております。そのうち基本計画につきましては、前期5年の基本計画を定めまして、中間的な進捗状況等を踏まえまして後期5年の基本計画を定めることとしてございます。

3番目の策定にあたっての基本方針といたしましては、現行計画において設定してございます将来の都市像「ひと・まち・産業が元気なまち滑川」の継承をはじめとしまして、多様な主体との協働・連携に資するものとする、また策定後の進行管理を目的とする評価指標の設定のほか、提案理由にもありまして、総合計画と総合戦略の二重性を解消するために、計画期間、総合戦略のほうでございまして、1年間延長いたしまして、令和3年度からの第5次総合計画の中を含むこととしております。

資料2枚目の4番に記載してございますが、策定体系につきましては、市総合計画審議会での審議のほか、市議会からのご意見を反映させるなどにより策定していくこととしてございます。

最後に、資料2枚目の裏面をごらんいただければと思いますが、今後の策定スケジュールでございます。

策定主体ごとにおおむねのスケジュールのほうをお示ししてございますが、先月25日には第1回総合計画審議会を開催いたしまして、策定についての諮問をしております。

審議会におきましては、本日ご説明しております計画の策定方針をはじめとしまして、これまでの総合計画及び総合戦略の進捗状況についてご説明をしたところでございます。

今後でございますが、おおむね今年度末をめどに、基本構想の事務局案が、たたき台となるものでございますが、事務局案のほう、また来年度の夏ごろをめどに基本構想の素案及び基本構想に即した基本計画の事務局案を、そして秋ごろをめどに基本計画の素案を策定したいと考えております。

これらの案につきましては、審議会への提示とあわせまして、適宜市議会にもご報告をいたしたいというふうに考えております。

ほか、今月、これからでございますが、市民アンケートの実施を始めまして、来年度におきましては、市長と語る会やパブリックコメントを通じて市民からのご意見をお聞

きしながら、来年12月の議会におきまして、基本構想及び基本計画につきまして議案として上程をさせていただきたいというふうに考えてございます。

本件の説明につきましては以上でございます。

青山委員長 その他、当局から何かありましたら。

上田教育委員会事務局長 私のほうから、市内の学校教諭死亡に係る損害賠償請求事件の経過について口頭にてご報告をさせていただきます。

11月8日に定例議員協議会にて経過報告とさせていただいたところでございます。

11月25日に第1回の口頭弁論期日がございまして、その際、原告らの請求はいずれも棄却するとした内容の答弁書を提出いたしました。引き続き顧問弁護士、県等とも協議しながら対応をしていくこととしております。

今後につきましては、来年の1月27日に弁論事務手続が行われることとなっております。

以上でございます。

青山委員長 当局のほうからほかにはございませんか。

(特になし)

青山委員長 ないようですので、委員の方から何かございますか。

岩城委員 ちょっと確認、教育委員会さんのほうに。スタディ・メイトの役割というのをもう一回聞かせていただきたいと思います。

広田学務課長 通常の学級における特別な支援を要するお子さんたち、何人かいると思うんですね。発達障害等特性を持っているお子さんたち。授業の中でなかなかみんなと一緒にいられなかったり、授業内容についても理解が難しかったりした場合、教員の補助として支援をしていくという役割で配置をしております。

岩城委員 どこの学校とは言いませんけども、スタディ・メイトのついている学年で、子どもがちょっといなくなったということで、担当の先生もいる、スタディ・メイトもいる、2人が一緒にその子を探しに行く。そしたら、授業がそこでストップしてしまう。あんたら静かに待たせられと言われても、そういうわけにいかんちゃね、子どもらは。一、二年生ぐらいだったら。そこらあたりの役割というのをはっきりしてもらって、何のせ、よく授業がストップする学年があるということをやっと耳にしますので、そういうふうな役割でおられるのなら、授業がそういうふうにおろそかになるちゃおかしいけども、おくれてしまうことのないように、ちょっと配慮をしたほうがいいのではない

かなと思ったので、ちょっと確認をしたわけであります。

広田学務課長 今ほどお話を聞かせていただきましたので、また詳しい事情等あれば後ほどお聞かせいただきますが、基本的には今委員おっしゃったように、担任とか一部の者がかかるのではなくて、学校の組織として対応していくというのが基本であると思いますので、もう一度そこのところを確認してまいりたいと思います。

岩城委員 やっぱり2人おられるので、2人とも欠けてしまうということになって、ほっぽってしまうということになれば、子どもらに、あんたら外へ出られんがやぞと言いながら、小さい子どもたちだからどうしても騒いでしまう。そしたらほかのクラスにも影響がある。一応そういう話を聞くものですから、ちょっとまた確認して、是正できるものは是正してもらいたいなという親御さんからの話がありましたので。

広田学務課長 対応してまいります。

伊東教育長 基本、そういった場合には、教務主任ですとか他の担任以外の者がすぐ対応することになっております。そういったことも含めて対応を進めていきますし、それからまた、その特別な支援を必要とする児童についての、いわゆるソーシャルスキルですとか対応の仕方も含めて対応したいと思います。

岩城委員 落ちついてできるような勉強環境を。

上田市長 校長が全ての責任を持つとるがだけどの。校長自身が持たんにゃだめだ。

岩城委員 だと思いがですが。

それと伊東教育長にもう1つ。この前、先生方の働き方改革で、誰の質問やったかちょっと忘れましたが、教員がタイムレコーダーで管理しておるという返答だったと思うがね。そういうところで、土・日の休みのときなんかどういふふうな、ちょっと把握、何か返事されておったと思うんだけど、そこらあたりはどういふふうな働きのが見ておられるがですか。ちょっと聞き漏れました。

伊東教育長 基本的に在校時間ですから、学校に来ましたら在校でカウントします。それから、部活動のときには別途、部活動届が出ておりますので、そこで管理できるかと思っています。

岩城委員 ということは、部活で土・日出られる先生方は教育委員会のほうでも把握しているということでもいいわけですか。

伊東教育長 時間数をいただいていますので、その中に含まれていると考えております。

岩城委員 わかりました。

青山委員長 ほかの委員からございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようですので、これにて令和元年12月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時28分閉会